

知覚と知覚判断

—カテゴリー的代表象説は本当にダメなのか？—

染谷 昌義

0. はじめに

周知のようにフッサールは『論理学研究』第六研究において、伝統的に感性にのみ限定されていた直観概念を拡大し、感性的直観に基づけられた直観、すなわちカテゴリー直観を導入した。これによって、空虚な志向としての単なる言語表現がカテゴリー直観によって充実されてこそ、言明が表現する通りの事柄をわたしたちは「知る」ことができるという独自の認識論を提起したのである。しかしながら、その反面カテゴリー直観の導入は、大きな難問を抱え込むことになる。それが後にフッサール自身が破棄することになる¹「カテゴリー的代表象説」である。

本稿は、カテゴリー的代表説の問題点を批判的に検討しながら、この説によってフッサールが作用のどのような性質を保持したかったのかという点を考慮して、カテゴリー的代表象説の代替案を提起したい。そして、少なくとも知覚判断や知覚言明の領域においては、カテゴリー直観によるのではなく端的な知覚によって判断や言明が直接正当化（充実）され得ることを示唆し、フッサールの「意味充実論」の中に現代の知識論を巡る問題への独自の回答を見出してみたい。

1. カテゴリー的代表象説の問題点

次のような例で考えてみよう。わたしが飛び立つカラスを見て、「ほらカラスが飛び立ったよ」と言ったとする。このとき、フッサールによれば、「ほらカラスが飛び立ったよ」というわたしの発話「表現作用」（厳密には表現作用内の意味志向）は、わたしのこのときの「知覚作用（直観作用）」によって充実されており、知覚作用と統一化し、認識作用が成立している。このときのわたしは、「ほらカラスが飛び立ったよ」という表現がまさにその通りであるという体験をしており、わたしはカラスが飛び立つということを「知った（認識した）」のである。

カテゴリー直観とは、表現作用を充実する知覚作用であり、感性的で端的な知覚によっては把握できないカテゴリー形式を含んだ「事態」の知覚である。〈カラスが飛び立つ〉という事態の「知覚」においては、〈…は～である〉という述定形式までが直観されている。このようなカテゴリー直観は、感性的知覚に基づけられていなければ成立できない。というのも、〈カラスが飛び立つ〉という事態の知覚は、〈カラス〉と〈飛び立ち〉という二つの対象²を端的に知覚する作用があって、これら二つの知覚作用を総合（結合）することによって成立すると考えられているから

¹ LU. VI. Einleitung, S.v. *以下 *Logische Untersuchungen* は LU と略記し、その後のローマ数字で研究番号を、§ で節番を表す。アラビア数字は第2版のページ数である。

² 飛び立ちもまた対象であるということには抵抗があるかもしれないが、カラスという個体対象のモメント（非独立的な部分・抽象的部分）として、これも立派な対象、しかも感性的知覚の対象である。少なくともフッサールはそのように考えていた。註23参照。

である³。フッサールの用語を使えば、〈カラスが飛び立つ〉事態の知覚は、カラス知覚と飛び立ち知覚に基づけられた作用であり、二つの作用を綜合する新しい作用である。この綜合作用によって、端的な感性的知覚によって与えられたカラスと飛び立ちという二つの対象が、主語的なもの（カラス）と述語的なもの（飛び立ち）とに分節化され、かつ関係づけられる。〈カラスが飛び立つ〉ということ「知覚」するには、この「関係づける」という機能を果たす新しい作用、基づけている個々の知覚とは別の高次の作用が必要とされる。事態知覚とはこのような構造をもっている。

これらカテゴリー直観（事態直観）も立派な作用である以上、それには志向的本質（性質と質料）があり、かつ質料を補完するモメントとして充実というモメントがある⁴。そしてこの充実というモメントが、作用の代表象もしくは代表象内容と呼ばれる。これは作用の対象の「何であるか」を決定している質料（統握意味）を補完し、当該の質料の下で対象を呈示している内容である⁵。感性的な知覚作用の代表象とは、或る質料によって対象に関係づけられている現出内容（対象の眺め・統握された感覚内容）であった。ではカテゴリー直観の代表とはどのようなものであろうか。

カテゴリー的代表象説が捉えようとしているのは、完結に言えば感性的知覚における感覚内容に対応するような統握されるべき「思考の内容」、しかも充実度の差異を示すような内容である。この点を明示する為に、カテゴリー直観の代表象に関してフッサール自身が提起した問題を以下三つにまとめ、それに対するフッサール自身の回答を見てみよう。

（1）カテゴリー直観の場合に、カテゴリー形式に関してはその質料と代表象との区別がうまくできないように思われる。先の例を用いれば、〈カラスが飛び立つ〉という事態知覚と〈カラスが飛び立つ〉という事態の想像とでは、〈…は～である〉という同じカテゴリー形式が知覚され、想像されているように思われるのである。カテゴリー形式に関して、知覚と想像とではその質料以外に代表象（充実度）の違いが見出せない。また、〈カラスが飛び立つ〉という事態の知覚と〈ガラスが割れている〉という事態の知覚とで、カラス知覚と飛び立ち知覚、ガラス知覚と割れ知覚、といったそれぞれのカテゴリー直観を基づけている作用同士の代表象の違いを除けば、あるいは〈カラス〉と〈飛び立ち〉、〈ガラス〉と〈割れている〉といった基づけている志向的質料同士の違いを除けば、〈カラスが飛び立つ〉事態知覚と〈ガラスが割れている〉事態知覚のカテゴリー形式に関しては代表象の違いが見出せない。したがって、カテゴリー作用には独自の代表はないのではないか⁶？

この疑問に対するフッサール回答は、カテゴリー形式の代表象は反省によってうまく見出せない理由を述べるというかたちを取っている。基づけている作用の違い以外の統握意味の違い（あるいは統握性格の違い・代表象によって補完された統

³ LU. VI. § 49, S.157, §56, S.173

⁴ LU. VI. § 17, S.69

⁵ 厳密には、質料と代表象する内容との統一体を代表象というが、ここではその細部にこだわらない。cf. LU. VI. § 26, S.93

⁶ LU. VI. § 54, S.167-169

握意味の違い)を各カテゴリー直観においてうまく区別することができないのは、各「[カテゴリー直観]統握の性格が、総合のモメントを際立たせることなく、完成してしまった基づけられた作用に様に浸透してしまっているがゆえに、わたしたちは統握の性格[の違い]を無意識のうちに捨象してしまい、たとえば集合的総合であれば、そのあらゆる形態に見出される共通なものだけでもっばら注目してしまう」からである⁷。つまり、カテゴリー形式には代表象はあっても、カテゴリー直観全体の代表象内容にカテゴリー形式の統握意味が行き渡っている為、たとえ反省をしたにしても、事態知覚の場合であれ、事態想像の場合であれ、各カテゴリー直観のカテゴリー形式に共通したもの—「である形式」や「und形式」—にしか注目できないというのである。そして、この「共通したもの」が、カテゴリー直観の代表象内容の候補として考えられ、それは、「基づけている作用と[カテゴリー直観全体の]統握形式[表意的なのか、直観的なのか]がどのように変わろうと、どんな基づけられた作用にとっても唯一の内容」とされる。換言すれば、感性的知覚の場合には、様々な感覚内容が代表象として利用できるのに、カテゴリー直観の場合には、カテゴリー形式に対応するたった一種類の内容しか代表象として利用できないのである。但し、カテゴリー形式の代表象内容と統握意味とはうまく区別できないにしても、カテゴリー的代表象内容は、カテゴリー作用全体の代表象内容に行き渡ったかたちで、充実度を異にしている。少なくともフッサールはそう考えているように思われる。

さて以上のフッサールの回答を仮に受け入れるとして、さらに次のような問題が生じる。

(2)ではそのような代表象をもっと積極的に規定できるのか？

カテゴリー的作用全体の代表象内容に染み込んでしまっている「唯一の内容」、「共通のもの」は、基づけている各作用を結合し、基づけられた作用全体の中での非独立的な部分となった「心的結合子」、「心的結合形式」⁸、「心的内容」⁹である。そしてこの内容がカテゴリー形式というモメントの代表として充実度の違いを持つとされる。ここで言われている「心的内容」とはもちろん感覚内容のことではない。

最後に次のような問題が提起される。

(3)基づけている作用同士を結合する「心的結合子」、「心的内容」と呼ばれるものは、一体、各基づけている作用の何を結合するのか？

カテゴリー直観の代表(心的内容)が結合しているのは、基づけている作用の代表(感覚内容)ではなく、基づけている作用の質料である¹⁰。この理由ははっきりしている。もしここで心的内容と言われているものが、基づけている作用の代表同士を結合しているとしたら、結合によって成立した統一体は、感性的統一体であることになってしまう。たとえば、カラスを代表象する内容と飛び立つを代表象する内容とを結合してできるのは、いわば<カラスー飛び立つ>ゲシュタルトという感性

⁷ LU. VI. § 55, S.170

⁸ LU. VI. § 56, S.172-73

⁹ LU. VI § 57, .177

¹⁰ Ibid. S.175

的でリアルな結合形式（鳥の群れや隣接関係に類する感性的結合形式）を代表象する内容であって、決して「カラスが飛び立つ」という事態を代表象するような内容ではない。「…は～である」というカテゴリー形式は、カラスと飛び立つという二つの感性的対象を結合し、それらを要素として含む非感性的な事態という統一体を完成させる。「カラスが飛び立つ」という事態の知覚は、カラスとその飛び立つモメントとの関係を実在的で感性的な統一形式として与えているのではなく、それら二つの対象を新たな対象性様式の下で、しかも非感性的に与え直している。したがって、「総合的に基づけられた作用のカテゴリーモメントが結合するのは、基づけている作用の非本質的な要素〔感覚内容・代表象〕ではなく、基づけている作用と基づけられた作用にとって本質的なもの、すなわち志向的質料を結合するのであり、だから基づけられた作用のカテゴリー的モメントは、基づける作用の質料に真の意味で基づけられているのである」¹¹。

ここで言われている「心的内容」が一体どのような内容であるのか、フッサールは何も語らない。しかもそれは、基づけている作用同士の質料を結合するものである。この心的内容が「基づけられた対象の客観的統一として〔事態の統一として〕統握される」というかたちで、つまり基づけている対象同士の同一性関係や部分全体関係など〔たとえば主述関係〕として統握されるというかたちで、総合する直観〔カテゴリー直観〕は成立している」¹²。カテゴリー形式（総合のモメント・カテゴリー的モメント）を非感性的にであれ直観的に代表する内容は基づけている作用の質料を撒き込みながら統握される。フッサールが各質料を結合する心的内容もまた質料であると言わなかったのは、その内容もまた統握される内容であるからであり、まただからこそ、それは「どんな基づけられた作用にとっても唯一の内容」¹³、「共通要素」と言われたのである。質料を結合する唯一の内容（カテゴリー的対象）が、主述関係や集合関係というカテゴリー形式の差異を示す統握意味によって統握され、事態を統一しているカテゴリー形式というモメントが「現出する」、これがフッサールの考えであった。たとえ、反省の上ではどんなに統握意味と代表象内容が区別できないにしてもである。

以上で見てきたカテゴリー形式の代表象の問題点をまとめてみよう。第一に、フッサールが譲歩しているのにも拘わらず、カテゴリー形式、たとえば「…は～である」という形式に関する限り、その「知覚」と「想像」とで、また「知覚」内部においても「カラスが飛び立つ」と「ガラスが割れている」とでは、述定形式の「意味」の上でどのような差異があるのか判然としない。そして第二に、それらカテゴリー形式の内容としては、一種類のものしか認められないというのであれば、どうしてカテゴリー形式に関しては「同じ内容」と言うてはいけないのだろうか。「共通要素」と言った回りくどい言い方をするのだろうか。結局のところ、カテゴリー的対象（事態）やカテゴリー形式に関しては、それらの直観的代表象として一体何が役立つのかは、そもそもカテゴリー直観が端的な感性的直観でない以上、感性

¹¹ Ibid. S.175

¹² Ibid. S.177

¹³ LU. VI. § 55, S.170

的直観との類比によっては明らかにできないと思われる。命題的構造を持った思考内容に関して、それが充実されることを認めるにしても、だからといって思考内容自身に感覚内容に類した性格を帰属できることは即座には帰結しない。おそらくフッサールがカテゴリー的代表象説を破棄した理由もこの点にあると予想される。

2. カテゴリー的代表象の要請理由とその代替案

以上のような難点があるにも拘らず、なぜカテゴリー的代表象内容は要請されるのだろうか。フッサールは、以下のような理由から、カテゴリー直観の独自の代表を要請せざるを得ないと考えている。

「単なる表意作用と比較してこそ、はっきりと次のことが自覚される。すなわち、基づけられた作用の場合、カテゴリー形式についての本来的な代表象がなくては不十分であるということである。単なる表意作用との比較によって思い出されるのは、充実化が可能であるという関係のこと、そして直観作用が表意作用に供給する『充実』のこと、充実度が変化することで直観作用が充実の増強系列を作り、イデア的極限としての〔表意作用と直観作用との〕究極的一致が備わるということである。代表象は、『空虚な』表意と『充実した』直観との違いを成している。『充実』を与えるのは代表なのである。だから代表象という言葉の意味は充実にあるのだ。」¹⁴

「カラスが飛び立ったよ」と暗闇の中で発話する場合と、飛び立つカラスを見ながら「カラスが飛び立ったよ」と発話する場合を比較してみたとき、前者と後者とはこの表現全体の意味の充実度が大きく異なることは誰にでも理解できるであろう。さらにはそれら二つの中間段階、たとえば黒い塊が素早く動くのを見て「カラスが飛び立ったよ」と発話する場合は、前二者の表現の充実度とも異なるだろう。知覚だけに限っても、<カラスが飛び立つ>事態の知覚にはその十全性において様々な違いがある。フッサールによれば、これらの違いが、表現作用の意味志向をどれだけ充実しているのかの違いとなっている。そして、この充実度の違いの指摘は、全く正当な考え方であると思われる。表現の意味が明らかになるのは、それが充実する意味によって明証的に確認されることを通じてであるというテーゼは、意味の解明におけるフッサールの出発点であった¹⁵。カテゴリー的代表象が要請されるのは、表現（文）とそれを充実する直観との、もしくは空虚な表現と直観によって充実された表現との間に確認できる大きな違いを示したかったからに他ならない。

カテゴリー的代表象を支持する以上の論拠を踏まえて、カテゴリー的代表象とは何であるかを考えるために、フッサールを離れて、別の角度からカテゴリー的表意作用（空虚な意味志向）とカテゴリー直観によって充実された表現作用（充実した意味志向）との違いを検討してみよう¹⁶。ここでは、違いを際立たせるために、「カラスが飛び立ったよ」という紙に書かれた文字記号を読んで理解している A さんの場合と、飛び立つカラスを見て「カラスは飛び立ったよ」と主張している B さんの

¹⁴ LU. VI. § 55, S.171

¹⁵ LU. I. § 5, S.119

¹⁶ 以下の考えは、Dretske(1999/1981, Ch.6)で示されたアナログ情報とデジタル情報の違いをヒントにしている。

場合を比較してみる。フッサールによれば、Aさんは表意的代表象内容（記号の現出）しか所有していないが、Bさんは本来的なカテゴリー的代表象内容を所有していると考えられているからである¹⁷。AとBの発話する言明（文）の充実度の違いは、どこに反映されているのだろうか。

次のような質問をそれぞれAとBに投げかけたとき、言明の充実度の決定的な違いが如実になると思われる。たとえば

「そのカラスはどのくらいの大きさでしたか？」

「そのカラスはどこから飛び立ったのですか？木の枝からそれとも地面から？」

「そのカラスは何色でしたか？」「素早く飛び立ったのですか？」 などなど

以上の質問に、おそらくAは何も答えられず、Bは、はっきりと自信をもって答えられないものもあるかもしれないが、何らかの答えを出すことができるだろう。これらの質問への答え、たとえば「そのカラスは木の枝から飛び立ったのです」は、もともとの言明「カラスが飛び立ったよ」の意味志向とはまた別な意味志向を持つ言明であり、かつカテゴリー直観によって或る充実度の度合いで充実された言明である。その意味では、もともとの言明の意味志向とは、さしあたっては無関係である。しかしここで注目したいのは、＜カラスが飛び立つ＞という事態のカテゴリー直観においては、たしかに、「カラスが飛び立つ」という言明の意味志向が充実されているのだけれども、このカテゴリー直観を遂行すると同時に、暗黙の内にであれ、言明の意味志向に束縛されていない多くの情報が直観されているということである。これら潜在的なままに留まっている直観は、質問という形（作用性質）で呈示された別の意味志向を充実するカテゴリー直観、つまり新たなカテゴリー直観を基づけるものとして浮上することができる。もちろん質問されなければ、そのような新たなカテゴリー直観も為されず、カラスの飛び立った場所について認識が成立することもないであろう。

そこで、純粋な表意作用とカテゴリー直観によって充実された表現作用との違いは、当該言明の意味志向をより特定のしているか、そうではないかに求められると考えることはできないだろうか。つまり、「カラスが飛び立ったよ」という言明の意味は、直観によって充実されている場合、カラスについて、飛び立ちについて、そしてそれらを取り巻く諸状況についてより限定的になっているとは考えられないだろうか。フッサールによれば、知覚は表現の意味を規定する作用ではあっても、表現の意味を含む作用ではない¹⁸。たしかに知覚は、言明や名辞、指標詞の意味を確定する作用、言語表現の意味に対象的なものへの一定の決まった関係を確定する作用ではあるが、言語表現の意味を含んでいる作用ではない。しかしながら、知覚判断している場合（カテゴリー知覚をして、文を発話する場合）には、知覚（カテゴリー知覚）と知覚判断の意味（知覚言明の意味）とは、「内的に関係している」のである¹⁹。そしてここでの内的関係を、知覚は表現の意味をより特定のしていること、表現作用が意味を介して思念している対象をより限定化していること、したがって

¹⁷ LU. VI. § 25, S.88-90

¹⁸ LU. VI. § 5

¹⁹ LU. VI. § 4, S.16

知覚は表現の意味が対象への指示関係を獲得し、意味思念が実現されるために不可欠なものとなっている、このように考えてもよいのではないだろうか²⁰。認識成立の場面では、ある個別的な知覚と個別的な表現（の意味）との間に、お互いがお互いを必要とする関係が成立しているのである。

このように考えてもよいならば、以上のことは、知覚言明（文）全体の意味（志向）はカテゴリー直観（知覚）によってより特定の、より限定的になるということ、そしてそれこそが充実であることを示している。しかしこの点をもう一度考えてみよう。先に提起した各質問は、「カラスが飛び立ったよ」という表現中の、「カラス」と「飛び立つ」という部分表現に関してだけ、それがどんなであることを質問していたのであって、「カラスが飛び立ったよ」という表現全体に関しての質問ではなかったことに注意したい。知覚によって意味がより特定の・限定的になったのは、表現全体の意味に関してではなく、その部分意味に関してである。そしてこれら部分意味を特定化・限定化しているのは、実はカテゴリー直観（＜カラスが飛び立つ＞事態の知覚）ではなく、それを基づけている二つの作用（カラス知覚と飛び立ち知覚）である。したがって、命題的表現全体の意味を充実しているのがカテゴリー知覚であるにしても、空虚な表意作用と充実された表現作用との間にある充実度の違いは、表現を構成している部分意味の特定性・限定性である。＜…は～である＞というカテゴリー形式の意味の充実度は、…や～を埋めている部分意味（基づけている意味・基づけている質料）の充実度（特定性・限定性）が増強すれば、それによって自ずから充実度を増すと考えることができよう。そしてこのように考えれば、空虚な表現と充実した表現との充実度の違いを、カテゴリー的代表象を持ち出すことなく、自然な形で説明することが可能になると思われる²¹。

以上の見方をまとめてみよう。表現全体の充実度を担うカテゴリー的代表象の役割は、表現全体の意味志向を基づけている各部分意味の意味志向が、対応する端的な感性的知覚（基づけている知覚）によってどれだけ充実されているかに求められる。そして知覚による意味志向の充実とは、表現の各部分の意味志向を知覚がどれだけ特定の・限定的にしているかということになる。表現の各部分の意味志向はいわば、各基づける知覚をガイドする道しるべとなっており、基づける知覚はこの空虚な思念の道しるべに沿って意味志向を充実し、部分表現の意味を特定化してゆく。部分表現のこうした充実により、カテゴリー直観によって表現の意味全体が充実を受けた言語表現と、そのような直観（充実）のない言語表現との充実度の違いを出すことができる。カテゴリー的代表象説が保持しなかった、表意作用と直観作用と

²⁰ 意味の特定化・限定化というここでの見方は、指標詞におけるそれと類比的である。「わたしが目の前の紙を思念して、「これ」と言うとする。この場合、「これ」という言葉はこの対象への関係を知覚に負っている。しかし知覚それ自身の中に「これ」という言葉の意味があるわけではない。わたしが「これ」という場合、わたしは単に知覚しているのではない。この場合には、この知覚を土台にしてその上に、新しい作用、言い換えれば、この知覚に従属し、「これ」という表現の意味の差異に関してこの知覚に依存した新しい作用、つまり＜これ＞思念作用が打ち建てられるのである。」（LU. VI. § 5, S.18）

²¹ 表現の意味志向が充実ではなく部分的背反や幻滅に至る場合にも、ここで考えられているような部分意味の充実に依拠する見方は有効であると思われる。

の、あるいは表意作用と直観作用によって充実された表現作用との違いは、基づけている部分作用が表現全体の部分意味をどれだけ充実しているかによって代替される。カテゴリー形式は、その非独立性からして、その形式的意味の充実は基づけている部分意味の充実に依存するかたちでしか得られないのである。

3. 知覚と知覚判断

以上の考えは、カテゴリー直観そのものの存亡を危うくする考え方である²²。なぜなら、表現全体の意味の充実にとって要となるのは、カテゴリー直観そのものではなく、実はその部分である基づけている感性的知覚であると考えているからだ。そこで、カテゴリー直観と基づけている端的な知覚（感性的直観）との関係を再度検討し、知覚判断の場面においてカテゴリー直観とはそもそもどのような作用なのかを明らかにしてみたい。

フッサールによれば、端的な感性的知覚によって知覚可能なものは次のような種類の対象に限られている。すなわち、事物（リンゴやイス）、事物を構成している性質特徴・モメント（リンゴの赤さや丸さやスベスベ、犬の吠えなど）、事物同士の関係（これには2種あり、一つは感性的統一形式—メロディー、鳥の群れ、庭、並木といったゲシュタルト的統一体であり、もう一つは外的関係—隣り合い接触関係、より高い—低い関係、左右の関係、位置関係などである）である²³。これら感性的知覚によって知覚可能なものが実在の対象である。しかしながら、リンゴ「であること」や赤色「であること」、メロディー「であること」、隣接している「であること」は、感性的知覚によっては知覚することはできない。「であること」（存在）や「すべての」や「いくつかの」といった量化概念、さらには否定や「ならば」「かつ」「または」という論理定項、こういった命題を構成するカテゴリー形式は、イデアールな性格を有する為、感性的には知覚不可能なのである。そのため「カラスが飛び立ったよ」と知覚判断する場合には、「カラス」という意味部分と「飛び立ち」という意味部分によって思念されているものだけが現出しているのではなく、「カラス—飛び立つ—である」が「現出」していることになる²⁴。この意味で、たとえば「であること〔存在〕は判断作用の中でだけ把握することができる」と言われ、充実された表現作用（認識作用）、すなわちここで言われている知覚判断をしている場合は、

²² 但し本稿で触れたのは、端的な知覚に基づくカテゴリー知覚だけに関する議論であり、基づける作用がすでにカテゴリー直観である場合や、基づける作用の対象をもはや志向しない理念的抽象や普遍者直観といったより高次のカテゴリー直観に関しては、別の考察を要する。

²³ LU. VI § § 43, 47. フッサールの存在論では *Moment, Merkmale, Bestimmtheit* と呼ばれる個別的性質が、事物の非独立的部分として事物に内属・付帯すると考えられている。また各独立的部分が「融合」してできた関係的統一体（統一モメント・感性的統一形式）や外的関係も立派な実在的存在者（但し依存的な存在者）であると考えられている。個別的性質の知覚可能性については LU. II. § 39、統一モメントについては LU. I. § 23, LU. III. § 8, S.243, § 22、外的関係の知覚可能性については LU. VI. § 48 参照。

²⁴ LU. VI. § 44. S.140 「判断が状況とピッタリと一致した充実においては…『金は黄色である』という判断によって」憶測されていた事態が気づかれている。このとき、『金』という意味部分によって思念されているものだけがそれ自身現出しているのではないし、また『黄色』という意味部分によって思念されているものだけがそれ自身現出しているのでもない。『金—は—黄色—である』がそれ自身現出しているのである。」

「である」部分をもカテゴリー「知覚」によって充実されていると見なされる。

このフッサールの見解は、先に提示した考え方とは真っ向から対立する。充実された知覚言明（表現）にとって枢要なのは、基づけている部分知覚による部分意味の充実ではなく、その上位にくる判断作用（表現作用）であると見なされているからだ。さらには、このような考え方を延長すれば、「カラスが飛び立ったよ」という知覚判断の場合に、さらにその部分意味に関しても、「xはカラスである」という知覚判断、「yは（xの）飛び立ちである」という知覚判断が介在しているとも考えられる。この場合、判断作用の一部分としての命名作用もまた判断作用の一亜種と見なされる。こうして、基づけている端的な知覚の役割は、命名作用の更に深層部で、上述したxやy（それらがどのようなものであるにせよ）を知覚することへと追いやられて行く。カラスと飛び立ちの端的な知覚だけでは、「カラス」や「飛び立つ」という名辞的表現作用さえ充実できないことになる。いやむしろ、端的な知覚において直観されるのが、事物であれそのモメントであれ、あるいは関係であれ、それらが同一なく対象<である限りにおいて、すでに対象「である」という最低限のカテゴリー形式が入り込んでいるかもしれない²⁵。

このように見るならば、そもそも端的な知覚と呼ばれる作用であっても、それはカテゴリー作用の一亜種（あるいは判断の一種）、すなわちカテゴリー形式を直観する作用の一つである可能性を示唆する。こう言ってよければ、知覚はすべてカテゴリー直観である²⁶。しかし、このような知覚観は、知覚の認識への寄与を性急に求めるあまり、知覚に言語表現（の意味志向）を不当に投影した見方ではないだろうか。表現の意味志向を充実するという機能を重視するあまり、言語表現・判断の充実をうまくできるような知覚がかえって捏造されてはいないだろうか。

「カラスが飛び立ったよ」という知覚判断は、飛び立つカラスを知覚し、かつその知覚に基づいて「カラスは飛び立ったよ」と判断することである。その点に問題はない。しかしながらここで「カラスは飛び立ったよ」という知覚判断において<カラスが飛び立つ>という事態が知覚されていると言う必要はなぜあるのだろうか。おそらく、その理由は、カラスの飛び立ちを知覚していながらも「カラスは飛び立ったよ」とは判断されない場合があるからであろう。カテゴリー知覚であれ端的な感性的知覚であれ、直観的に対象を所与するだけでは、その知覚は認識作用を構成することができない。空虚な表意作用を携えながらそれを確かめようとする認識関心・要求を充足する限りにおいてのみ、直観は認識作用を構成する一要素となることができる²⁷。単に飛び立つカラスを知覚しているだけでは、その知覚は表意作用との充実化綜合に参入することができないのである。

しかしだからといって、そのような場面において問題になっているのが、事態知

²⁵ LU. VI. § 58, S.180. 名辞にはすでにカテゴリー形式の「であること」が含まれている可能性は、LU. VI. § 40, S130-31において、「紙」や「白い」を例として述べられている。

²⁶ たとえば村田（1995, p.31）は、変化する様々な射映現出を通じて同一者を同定する端的な知覚もまた、同一者という様々な現れ方には還元できない「イデアールなモメント」（本論の言い方ではカテゴリー形式）に基づいており、その意味では端的な知覚も「0階のカテゴリー作用」と呼ぶことができると言う。

²⁷ Bernet（1988）p.37

覚(カテゴリー直観)の有無であると考えする必要はない。単に、「カラスが飛び立つ」と発話し、判断する作用を遂行していないと考えることもできる。判断が遂行されないのは、他者にカラスが飛び立ったことを伝える必要やカラスが飛び立ったことを確認したりする必要、つまり何らかの認識要求・関心がないからである。知覚判断に関する限り、感性的な知覚に基づけられて判断作用(表現作用)を遂行することと、カテゴリー直観を遂行することとの間には全く違いがないと思われる。そして言語的な知覚判断の充実度が、基づけている感性的な知覚に負っているということにも問題はない。先に見たように、どのような部分知覚に基づけられているかによって、知覚判断全体の充実度の違いを出すことができる。知覚判断の場面に限って言えば、カテゴリー直観を持ち出したからといって、それが知覚に基づけられた判断作用とは何か異なる特殊な作用を指していると考え積極的な理由は見当たらない。したがって、知覚判断においては、カテゴリー直観とは、感性的知覚に基づけられた判断作用(言語表現作用)、あるいは充実された判断作用と同義であると解することができるのではないだろうか²⁸。

4. 知覚的正当化

最後に、端的な感性的知覚とそれに基づけられた判断作用との関係を見ておこう。フッサールの見方では、言語表現の充実は以下のように考えられていた。

「カラスが飛び立ったよ」という言語表現←【充実】←<カラスが飛び立つ>
 という事態の知覚←【基づけ】←飛び立つカラスの感性的知覚

しかしこれまでに展開した議論では以上の図式は次のように修正される。

「カラスが飛び立ったよ」という言語表現←【充実】←「カラスが飛び立つ」
 という知覚判断←【基づけ】←飛び立つカラスの感性的知覚

ここで、充実を<カラスが飛び立つ>という命題的内容を持った信念を正当化することと解釈することが許されるのなら、この信念を正当化しているのは知覚そのものではなく知覚判断ということになる。この見方では、命題的内容を持った信念は知覚それ自身によって直接正当化されているのではなく、判断を、しかも正当化される信念と同じ命題的内容を持った判断を媒介にして正当化される。しかし、先に指摘したように、「カラスが飛び立つ」という知覚判断は、さらにそれ自身の充実度がこの知覚判断を基づけている感性的知覚のあり方によって変わり得る。どのような状況下で最も完璧な充実・正当化が得られるのかという問題を度外視すれば、知覚判断自身の充実・正当化の度合いを担っているのは、基づけている個々の感性的知覚である。では、基づけている個々の感性的知覚が基づけられた知覚判断を直接充実・正当化していると考えてもよいのだろうか。知覚と判断という異なる作用

²⁸ ここでの考え方はあくまでも知覚判断に限ってという限定つきである。知覚判断に関しては、端的な感性的知覚に基づけられた言語表現作用(判断)とカテゴリー直観の間には違いがないということである。またこの見方は、判断の対象としての事態の存立にも影響しない。

同士が充実・正当化関係に立つと考えることができるだろうか。ここには、次の二つの選択肢がある。第一の選択肢は、知覚判断を充実・正当化できるのは、別の（知覚）判断だけであって、感性的知覚それ自身は正当化関係に立つ項とはなり得ないという考え方であり、第二の選択肢は、知覚判断を充実・正当化できるものには二種あり、一つは別の（知覚）判断、もう一つは感性的知覚それ自身であるという考え方である。

「カラスは飛び立ったよ」という知覚判断を便宜上以下のように分析することで、第一の選択肢において述べられている別の知覚判断が何であるかを明かにすることができるだろう。

「カラスは飛び立ったよ」という知覚判断＝

①「カラスが飛び立ったよ」という判断作用

（「カラス」に「飛び立つ」を述語づける作用）

＋②「xはカラスである」という知覚判断（あるいは「カラス」の命名作用）

＋③「yは（xの）飛び立ちである」という知覚判断（「飛び立ち」の命名作用）

ここで知覚判断を充実・正当化しているのは、カラスや飛び立ちの知覚ではなく、②と③の知覚判断である。この選択肢では、カラスと飛び立ちについての二つの感性的知覚は②と③の知覚判断に置き換えられている。しかし、②（③も）の知覚判断自身が再び、②'「xである」という知覚判断に分析されるとすれば、基づけている感性的知覚自身は②'のような対象同定判断に同化されるかもしれない。そして、知覚判断を充実・正当化できるのは知覚判断だけに限られると仮定されているのだから、基づけている感性的知覚の役割として考えられるのは、②もしくは②'のような判断を単に因果的に引き起こすということに限られるだろう。換言すれば、基づけている感性的知覚は、そもそも知覚ではなく知覚判断の一種であるか、そうでなければ知覚判断を単に因果的に引き起こす出来事である。知覚は判断とは異なる作用であり且つ、知覚が判断を単に因果的に引き起こすのではなく、充実・正当化の役割をも担うことができること、この二つの点を同時に満たすことは、この選択肢ではできない。

これに反して、第二の選択肢では、「カラスが飛び立ったよ」という知覚判断において、判断はあくまでも感性的知覚とは独立した作用であることを保持しながら、それが別の（知覚）判断（たとえば、他人の証言）によっても、また感性的知覚それ自身によっても充実・正当化されると考える。この場合、知覚判断は次のように分析されるだろう。

「カラスは飛び立ったよ」という知覚判断＝

①「カラスは飛び立ったよ」という判断作用²⁹

＋②カラスの感性的知覚

＋③飛び立ちの感性的知覚

²⁹ この判断作用の部分として、命名作用と述定作用が含まれるが、便宜上記さない。

①の判断自身は、原理上②と③のどちらかがなくとも、またどちらかが適切な現出状況下で為されていない場合であっても、さらに極端な場合には、②と③の両方がなく①だけを遂行する場合（たとえば他者からの伝聞で判断する場合）でも成り立つことができる。この選択肢では、最適な現出状況下の知覚であれ、そうでない知覚であれ、②と③の知覚がある場合には、判断作用①の充実・正当化は他の判断を介してではなく、感性的知覚によって直接為される。なぜなら、①と②や③との間にはそれらを媒介する判断や推論過程がなく、かつ①の判断作用の部分意味は直接②や③によって充実・正当化されていると考えるからである³⁰。状況に応じて、当該知覚判断の充実度・正当化の度合いは様々である。しかし充実度の差異は①以外の②や③の存否やあり方に直接左右される。この意味で②と③は、①を単に因果的に引き起こしている以上の役割を果たしており、①の各部分を直接的に充実・正当化していると言える。このような充実・正当化の場合、さらに知覚的探索を進め、もっとよく「見る」ことにより①全体が幻滅されたり部分的に背反される可能性はあるが、端的な感性的知覚が①の判断を直接充実・正当化しているという次元は確保されている。この選択肢の利点は、知覚と判断との違いを保ちつつ、判断と知覚との間に、別の判断を媒介にしてではなく、直接充実化・正当化の関係を認める点にある。しかも、知覚は判断の充実度・正当化の度合いにとって重要な役割を果たすという点（知覚は判断のための単なる原因ではないという点）も汲み取っている。但し、この選択肢は、知覚は判断がなされなければ判断と正当化関係に立つことはないが、一端判断がなされた場合には正当化関係に立つという両義的な性格を知覚に帰している。

ここで第一の選択肢と、第二の選択肢のどちらがよりもっともらしいかということに決定的な採決を下すことは留保したい。というのも、まだ知覚の内実については何も述べていないからである。しかし、知覚はあくまでも判断（信念）とは異なる作用であるという点、知覚を判断（信念）に同化させず且つ、知覚は判断にとって単なる原因以上の役割を担っている点を擁護したいという理由から、私はこの第二の選択肢を取りたいと考える。

5. おわりに—知識論に対する意義—

哲学において、これまで知覚経験が問題とされてきた主な文脈は、命題的構造を持ち、文の形式で表現される外界についての信念や判断を知覚経験がどのように正当化しているのか、あるいは、そもそも知覚経験は外界についての信念を何らかの仕方で制約しているのか否か、制約しているとすればどのようにしているのか、という認識論・知識論の文脈であった³¹。言語によって表現される概念や命題といった「理由の空間」中の規範的で理念的な存在者が、一回一回の特殊な状況において特殊な対象を把握する知覚経験によって「正当化」されることなどあり得るのだろうか。信念を正当化する根拠・理由を問い詰めみれば分かるように、正当化を問う文脈で新たに登場してくるのは知覚ではなく信念でしかないのである。そこで、正当

³⁰ この見方は、文表現作用はその部分の意味（志向）の充実によって全体が充実されるという先の第3節で提示した考え方に同じである。

³¹ 知覚の役割に関する知識論上の論争の概観は、Dancy（1988）を参照。

化とは、命題的構造を持った各信念間の推論的（論理的）で規範的な関係に他ならないという見方からすれば、知覚経験が信念を正当化できるためには、知覚経験の中に信念に類した概念的もしくは命題的構造を認めるか³²、もしくは知覚経験の存在自体によって直接正当化されるような特別な信念の存在を認めなければならなくなる³³。反対に、知覚経験にそのような「思考の要素」を認めたくない、もしくは基礎信念なる特別な信念を認めたくないとすれば、知覚経験を正当化という「理由の空間」に登場させることをきっぱりと捨てるしかない。極端な見解では、信念に対する知覚経験の寄与は、そのような信念を因果的に引き起こす役割だけに限定される³⁴。あるいは知覚経験による「正当化」ということが言えるにしても、それは外界の対象から感覚器官や脳へ信頼に値する因果関係があるという形で確保され、知覚者本人が外界の対象を知覚的に意識しているか否かということは度外視される。

こうして現代の議論においては、知覚経験の独自性、換言すれば、知覚経験が言語的な判断や信念とは異なる経験であるということを保持し、判断や信念と論理的な推論関係（正当化関係）を持つことはないということを認めながら、それでもなお、知覚経験によって判断や信念がある種「正当化」を受ける次元を確保しようとする道は閉ざされてしまっている。

本稿は、フッサールの意味充実論に依拠しながら、端的な感性的知覚経験が知覚判断を直接充実できることに知覚的正当化の根拠を探り、以上の閉塞状況に新たな打開策の提案を試みた。この試みのポイントは、判断を構成している個々のターム（主語と述語）の意味に、「あれ」「これ」「わたし」などの指標詞と同じように、それらが使用される状況に特殊化される「充実度」と呼ばれる性格を付与する点にある。知覚は言語表現の意味を充実し（特定化・限定化し）、表現を特殊な状況に具体化する役割を果たしている。表現の意味は、知覚の存否やそのあり方によってこそ、様々な充実度（正当化の度合い）を持つことができるのである。たしかに表現の意味自身を個々の特殊な知覚経験に還元することはできないが、表現の意味は様々な知覚によって対象と連結される可能性（直観による充実可能性）を最初から持たされているのである。この点にフッサールの意味理論の独自性がある。言語の意味についてのこのような見方があり得るならば、それは現代の知識論における知覚の役割についての論争に対し大きな意義を持つものと期待できるだろう。それは、信念に対する非命題的正当化、あるいは非概念的正当化とも呼べるような、これまで顧みられることのなかった独特な「正当化」の可能性を示唆していると思われる³⁵。

³² McDowell (1994)

³³ たとえば経験主義的基礎づけ主義と呼ばれる立場は、知覚経験についての信念（センスデータ言明・見え言明）を知覚経験の存在自体によって正当化される特別な基礎信念だと考える（Ayer 1940; Chisholm 1957, Ch.5）。また整合説であっても、信念と整合関係を結ぶのは常に信念でなければならないという理由から、知覚が知識と関わりを持つ限り、知覚も命題的内容を持つ信念の一種と見なされる（Quine 1990, Ch.24-28。特に「観察文」についての見解）。Searle (1983, Ch.2) も知覚と信念との正当化関係を顧慮し、知覚に命題的内容を帰属する。

³⁴ Davidson (1986)

³⁵ 別の角度から同様の意見を提示したものとして、Kelly (1986, Ch6, 7) と Mulligan (1995, 1998, 1999a, 1999b) 参照。本稿が最も参考にした Mulligan の意見では、prima facie

【文献】

- Ayer, A. J. (1940) *The Foundations of Empirical Knowledge*; London: The Macmillan Press. 神野慧一郎・中才敏郎・中谷隆雄 (訳) 『経験的知識の基礎』、勁草書房、1991
- Bernet, R. (1988) 'Perception, Categorical Intuition and Truth in Husserl's Sixth "Logical Investigation"' in J. C. Sallis, G. Moneta & J. Taminiaux(eds.) *The Collegium Phaenomenologicum*; Kluwer Academic Publishers. pp.33-45
- Chisholm, R. (1957) *Perceiving: A Philosophical Study*; Cornell Univ. Pre. 中才敏郎・中谷隆雄・飯田賢一 (訳) 『知覚 哲学的研究』、勁草書房、1994
- Dancy, J. (1988) 'Introduction to Perceptual Knowledge' in J. Dancy (ed.), *Perceptual Knowledge*; Oxford: Oxford Univ. Pre. pp.1-20
- Davidson, D. (1986) 'A Coherence Theory of Truth and Knowledge' in E.Lepore (ed.), *Truth and Interpretation*; Basil Blackwell., pp.307-319 丹治信春 (訳) 「真理と知識の整合説」現代思想 1989, 6月, pp.172-189
- Dretske, F. I. (1999/1981) *Knowledge and the Flow of Information*; Leland Stanford Junior University: CSLI Pub.
- Husserl, E. (¹1901) *Logische Untersuchungen*; *Husserliana* XIX/1,XIX/2(1984); M. Nijhoff: Kluwer Academic Publishers.
- Kelly, D. (1986) *The Evidence of the Senses: A Realist Theory of Perception*; Louisiana States Univ. Pre.
- McDowell, J. (1994) *Mind and World*; Cambridge (MA): Harvard Univ. Pre.
- Mulligan, K. (1995) 'Perception' in D. Smith & D. W. Smith (eds.), *The Cambridge Companion to Husserl*; Cambridge: Cambridge Univ. Pre. pp.168-238
- Mulligan, K.(1998) 'From Appropriate Emotions to Values' *The Monist*, vol. 81 (1), pp.161-188
- Mulligan, K. (1999a) 'Justification, Rule-breaking and the Mind' *Proceeding of the Aristotelian Society*, vol. 99. (2) pp.123-139
- Mulligan, K.. (1999b) 'Perception, Particulars and Predicates' in D.Fisette (ed.), *Consciousness and Intentionality: Models and Modalities of Attribution*; Netherland: Kluwer Academic Publishers. pp.163-194
- 村田純一 (1995) 『知覚と生活世界：知の現象学的理論』東京大学出版会
- Quine, W. V. (1990) *Pursuit of Truth*; Cambridge (MA): Harvard Univ. Pre. 伊藤春樹・清塚邦彦 (訳) 『真理を追って』、産業図書、1999
- Searle, J. (1983) *Intentionality: An Essay in the Philosophy of Mind*; Cambridge Univ. Pre.坂本百大 (監訳) 『志向性 心の哲学』、誠信書房、1997

justification と呼ばれる非概念的・非命題の正当化において、知覚（特殊者—トロープ—の知覚）と知覚報告（perceptual report）とが直接正当化関係に立つことができる。